

日本海員組合第十三年度大會決議 (草案)

度の減員によつて過重労働を負担せる海上労働者は今や將に相次いでその職務に倒れんとするの狀態である。然るに吾等の此の犠牲的行動に對して船主並保險業者は如何にその公約を裏切つて恥ぢざるものあるかは、最近の海運情勢好轉の事實によつて最低賃金は復舊せりといへども、未だ猶義に減員せられたる乗組員を復舊せしめざるることによつて立證し得らるゝであらう。此故に吾等は人道に並經濟上の見地より、爾餘の低下労働條件恢復の先行問題として、船舶乗組員制の確立並減員復活を期するものである。

實行方法

本決議を關係船主に提出し、各船の實情に照應して是を實現せしむること

第五號議案 食糧改善並食料金割増統一に關する件

主 文

吾等は保健上並能率上より船内食糧の改善と併せて食料金割増の統一を期す

理 由

船内に於ける労働能率の増進は一に乗組船員の保健に負ふ處極めて多大である。然も乗組員の良好なる保健狀態は、充分にして且栄養素に富める食糧の支給によつて維持せられることは明である。然るに船主は營養素其他に對する船員の留意及び監督の稀薄なるに乘じ、乃至は海運不況打開策の一助なりとして、或は食料定額を減じ、或は水代を船員負擔とし、或は現品支給と稱してその食料負擔の軽減を着々と實行し來つた。故に吾等は船主の此の如き奸惡手段によつて乗組員の保健が阻害せらるることを防止する立場より、曩に海軍法令調査委員會に於て決定せる船内食糧表に基き食糧の改善を期すると同時に、各社毎にその比率を異にしつゝある航路別食料金割増の統一を期するものである。

實行方法

一、本決議を政府當局に提出してその實現を促進し

二、本決議を海事協同會に提出して割増統一を協議實現せしめ

三、各船内の實情に照應してその改善を期すること

第六號議案 デイゼル船機關部員の増員並保健に關する件

主 文

吾等は經濟上並人道よりデイゼル船機關部員の増員並同船乗組員に對する公暇制度の確立を期す

理 由

吾國現下の海運界に於ける一大趨勢たるデイゼル船建造に關し、その運航上の利益として計上せらるゝ機關部員の極度の減員が、海上労働者の労働負擔の増加を意味することは、多くのデイゼル船機關部員が一日十二時間以上の労働を強要せられてゐる事實が明白に是を物語つてゐる。此の如きは人道に並能率上看過すべからざる問題であると同時に、デイゼル機關の運轉による特殊ガスの發生によつて、呼吸器病、眼病、腦神經障害等を結果しつゝある點に鑑みても、乗組員をして長期間継続的に乗船を強制せしむべきに非ざるを以て、保健上よりその特別公暇制度の確立を要望するものである。(但現在の窮迫せる經濟事情並海上労働の特殊性よりみて、手當を以て是に代ゆることを得)

實行方法

本決議を關係各船主に提出し、船内實情に照應してその實現を迫ること

第七號議案 官船乗組員の労働條件及船内待遇に關する件

主 文

吾等は官船乗組員に對し即時海商法第五七八條第一項に對應すべき制度の確立實施並待遇改善を期す

理 由

海商法中船員に關する規定は、その根本的精神を船員の船内生活保護に置きたるものにして、當該船舶所有者が政府たるものと民間船主たるものによつてその適用を異にすべきに非ず。然るに今日此の法規適用の適否を監視すべき立場に在る政府の所有にかゝる船舶に於いて、同法所定の船員保護の精神が無視蹂躪せられて顧みられざることは、政府自ら國法の權威を泥土に歸する自潰行爲といふべく、殊に官船乗組員が職務のため又は乗船中罹病せるに對し、一般船員に對して適用せらるる事を約束せられたる海商法第五七八條第一項と同一内容の保護が保證せられず、定製港に碇泊中罹病又は負傷したる場合は療養が自辦によるが如き、或は又航海手當、防寒手當、退職手當等の諸手當支給制度が制定せられざるが如きは、今日の組織を有する海上労働者の一大恥辱であると同時に、此の如き矛盾と撞着とは是を一日も放任すべからざる人道に並社會上の重大問題である。此の觀點より吾等は官船乗組員に對し即時海商法第五七八條第一項と同一内容の保護制度の確立とその實施並待遇改善を要望するものである。

實行方法

本決議を關係政府當局に提出しその實現を期すること